

ふるさと納税

2023年度のふるさと納税の寄付額は約1兆円、寄附件数は、約5,895万件、利用者は1,000万人超という数字が総務省から発表されています。

制度開始から18年目で、浸透してきた感じはありますが、納税義務者数の16.6%と世の中で聞こえてくる言葉ほどに、高い利用者ではないように個人的には感じました。

ふるさと納税を行わない理由を考えたところ、

「計算が複雑でリスクを負いかねない」、

「忙しく選ぶ時間がない」「選ぶのが面倒」「いつのまにか年が明けている」

「居住地の行政サービスが減る行為につながるので、反対」

「余裕がない」「所得金額が少なく寄附できない」など様々あると思います。

客観的には、居住地の行政サービスが減るデメリットを除けば、2,000円の負担で、全国の返礼品をもらえる利益（メリット）が得られる制度といえますが注意が必要です。

- ・ 所得金額によっては、簡易算式で行うと、過大な寄附額が算出され損をしてしまう。
- ・ 納税上限額（ふるさと納税で損しない金額）が人によって違う
- ・ 納税上限額が確定するは、翌年1月（年末調整）や3月（確定申告）少し先の未来
- ・ 住民税の先払い（寄附をしてから半年から1年半後に納める分の税金を先払い）

つまり、将来の不確定要素や税制が複雑で、取り組みづらい制度とも感じます。

書籍に掲載がある納税上限額（ふるさと納税で損しない金額）の簡易算式をご紹介します。

<納税上限額（簡易算式）> ※状況によって誤算出あるため注意が必要です。

$$\frac{\text{個人住民税所得割額 } A \text{ 円} \times 20\%}{(100\% - \text{住民税 } 10\% - (\text{所得税率 } B \% \times \text{復興税率 } 1.021\%))} + 2,000 \text{ 円}$$

しかし、前述のとおり、所得金額によっては、簡易算式では誤りが生じ、逆に持ちだしてしまいます。このような場合は、個別計算が必要です。

<納税上限額（個別計算の算式）>

次の①と②と③の合計額（ふるさと納税で損しない金額）

① 所得税の分

（寄附金－2,000円）を所得控除した後、

所得控除後の金額×所得税率（0～45%）×1.021%（復興特別所得税分）

② 個人住民税 基本の分
(寄附金-2,000円) × 10%

③ 個人住民税 特例の分
(寄附金-2,000円) × ((100%-10% (基本分)
- 所得税率 (0~45%) × 1.021% (復興特別所得税分))

ふるさと納税は、

「将来の予測を行いながら、個別計算が必要なケースがあり、リスクを承知で行う制度」
と感じました。

税理士 井口 大輔